

指定地域密着型通所介護事業所
デイサービスセンターまちなか宝生園重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月 1 日 現在〉

1、 社 会 福 祉 法 人 多 宝 会 ・ ・ ・ ・ ・
地域密着型通所介護事業所デイサービスセンターまちなか宝生園の概要

2、

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンターまちなか宝生園
所在地	福島県福島市本町4-23
介護保険指定番号	指定地域密着型通所介護事業所（福島市指令高0770102721号）
サービスを提供する 対象地域	福島市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

職種	職務内容	計
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	利用契約、生活相談、通所介護計画作成など	1名以上
看護職員兼 機能訓練指導員	健康管理及び心身状態の把握 日常生活動作訓練の実施	1名以上
介 護 職 員	個々の状態に応じた介護、自立支援	2名以上
管理栄養士	栄養管理	1名以上（兼務）

(3) 同センターの設備の概要

当事業所は、介護保険法の人員基準を遵守し、利用者に対してサービスを提供します。

定員	18名
静養室	1室 10.031 m ²
相談室	1室 9.227 m ²
食堂兼日常動作訓練室	1室 123.84 m ²
送迎車	5台
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。

(4) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日・祝祭日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※緊急連絡電話 024-521-1122

※休業日 土曜日・日曜日

お盆休み 8月13日～8月15日

年末年始 12月30日～1月 3日

お盆休み、年末年始は土日祝日を挟んでいるため変更があります。

サービス提供時間 午前 9 時 20 分～午後 4 時 30 分

3、サービスの内容

①送迎

②食事

③入浴

④機能訓練サービス

(日常生活動作訓練、レクリエーション、行事、体操、趣味活動)

⑤生活相談

4、料金

(1) 利用料金

①地域密着型通所介護利用料

要介護度	ご利用者負担額		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護 2	890 円	1,780 円	2,670 円
要介護 3	1,032 円	2,064 円	3,096 円
要介護 4	1,172 円	2,344 円	3,516 円
要介護 5	1,312 円	2,624 円	3,936 円

②加算部分

加算名称	ご利用者負担額		算定回数等
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅱ	1 割	5 円	実施した回数 6月ごとに1回限度
	2 割	10 円	
	3 割	15 円	
送迎減算	1 割	－47 円	片道につき
	2 割	－94 円	
	3 割	－141 円	
入浴介助加算Ⅰ	1 割	40 円	1 日あたり
	2 割	80 円	
	3 割	120 円	

③該当者のみの加算

加算名称	ご利用者負担額		算定回数等
認知症加算	1割	60円	1日あたり
	2割	120円	
	3割	180円	
栄養改善加算	1割	200円	実施した回数 月2回限度
	2割	400円	
	3割	600円	

④昼食費 1食あたり ￥750 （全額自己負担）

⑤その他の費用

- ・振込手数料・・・・・・・・・・実費（利用料口座引き落としの手数料）
- ・エネルギーコスト調整費・・・￥200／日 × 利用日数
- ・おむつ代、レクリエーションにかかる費用等・・・・・・自己負担

⑥その他

- ・「介護保険負担割合証」の利用者負担割合が2割、3割の方は、介護保険適用サービスがすべて2倍、3倍のご請求となります
- ・介護保険料を滞納している場合は、いったん利用者が、施設介護サービス費（10割）を支払い、その後、市に対して保険給付分（9割、8割、7割）を請求していただくことになります。

（2）支払方法

お支払方法は、口座自動引落とし、又は現金集金とさせていただきます。

口座引落としは27日、休日の場合、翌日営業日に引落とさせていただきます。お支払いいただきますと、翌月に領収証を発行致します。引き落とし手数料はご利用者又はその家族が支払いとなります。

5、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

居宅サービス計画に沿って契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足、当センターの破産等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

・事業者側の守秘義務違反

当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書にて即座にサービスを終了することができます。

・お客様の料金の支払いに関して

お客様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、当センターから文書を通知し、契約の終了とさせていただく場合がございます。

・入院等または3ヶ月において利用がない場合

お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当センターから文書を通知し、契約の終了させていただく場合がございます。

・施設利用に関わる上で大きな支障をきたす恐れのある場合

他者にうつる可能性のある感染症等があり、主治医からの具体的な指示、診断がなくサービス提供ができないと当センターが判断した場合、文書を通知し契約の終了とさせていただく場合がございます。

6、地域密着型通所介護事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ①ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持を目的としています。また、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②本事業所において提供する地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - ・ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - ・ご利用者又はその家族に対しサービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - ・適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - ・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - ・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った地域密着型通所介護を提供する。

(2) サービス利用

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・体調不良等によるサービスの中止、変更
ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用予定日の前日の夕方までにご連絡ください。（但し、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。）
- ・設備、器具の利用
施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ・喫煙
喫煙は、決められた場所以外ではお断りいたします。
- ・携帯の持ち込み
ペースメーカー等の医療関係機器を身に付けてご利用になられている方もいらっしゃいますので、誠に申し訳ありませんがご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

- ・飲食物の持ち込み

食中毒等の発生防止や感染症等の予防を含む諸事情により、一部飲食物の持込（ご利用者への差し入れ）を制限させていただく場合もございます。

- ・物品の貸し借り、贈答

利用中に利用者間での物品の貸し借りや贈答は、誠に申し訳ございませんが、お控え頂きますようお願い致します。

（４）身体拘束廃止

事業者は、サービス提供にあたり、ご利用者または他の利用者様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束をいたしません。

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備に努めます。
- ・介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

7、個人情報の取扱い

施設サービスを円滑に提供するために実施するサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者、医療機関との連絡調整等において必要な情報を提供いただく場合がございます。

※使用する者の範囲

ご利用者に対してサービス提供又は相談援助等を担当する職員です。

8、広報誌掲載

広報誌等にて、日常生活、サービス提供の中で撮影された写真の必要最小限の使用と掲載を行う場合がございます。

※広報誌の趣旨

施設での生活の風景を広報誌へ掲載させて頂くことで、ご利用者の生きがい向上や市民への施設事業理解へつなげます。

9、緊急時の対応方法

- ・サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに下記の主治医及びご家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	医師名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

- ・ご利用中には避けられない事故が起こることがあります。介護サービス事業所を利用しているから安心というわけではありません。利用中、避けることが難しいリスクが存在する事をご家族・事業所で共有し、当事業所における事故防止に最善を尽します。

サービス利用中に事故が発生した場合は、ご家族及び担当のケアマネージャー、市町村へ連絡すると共に関係医療機関と連携し利用者様の生命の安全を第一に速やかに対応をします。

サービスの提供に伴って、施設管理者の責めに帰すべき事項により、利用者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対して、その損害を賠償します。

10、非常災害対策

- ・防災時の対応 指定地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

- ・防災設備 消防一級設備
- ・防災訓練 月1回
- ・防火責任者 村山 吉見

11、業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直し、変更を行います。

12、サービス内容に関する苦情

（1）当施設における苦情の受付

- ◇ 受付窓口（担当者） 生活相談員 益留 裕大
- ◇ 苦情解決責任者 施設長 安西 直美
- ◇ 受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで
- ◇ 電話番号 024-521-1122

苦情の受付は、面接、電話、書面等により随時受け付けます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者（施設長）と第三者委員会に報告します。

苦情のあった申立人に対し、苦情についての対応途中経過及び遅延理由のあった場合は所定の文書によりご報告します。

苦情申立人に対し、苦情解決結果の報告書を速やかに提出します。

審査結果に不服等があった場合、福島県運営適正化委員会へ報告し対応します。

（2）苦情解決第三者委員における苦情の受付

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 小熊敬子（人権擁護委員）福島市上鳥渡字八貫地 21-1 | 電話 024-593-2248 |
| 阿部国敏（多宝会評議員）福島市土湯温泉町字下ノ町 25 | 電話 090-4631-3088 |
| 佐藤千秋（多宝会評議員）福島市土湯温泉町字上ノ町 18-101 | 電話 090-7526-7199 |
| 渡邊あゆ美（多宝会評議員）福島市松川町字天王原 3 | 電話 080-1802-5148 |

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- | | | |
|----------------------|-----|-----------------|
| ◇ 各市町村の介護保険担当課 | 福島市 | 電話 024-525-6587 |
| ◇ 福島県国民健康保険団体連合会 | | 電話 024-528-0040 |
| ◇ 福島県運営適正化委員会 苦情解決部会 | | 電話 024-523-294 |

13、高齢者虐待防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の人権意識や知識の向上に努めます
- ・個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

14、ハラスメント対応措置について

当施設では、ご利用者またはご家族が当該事業所や当該事業所従業者に対しての下記ハラスメント行為に対して、サービスの中断や契約を解除する措置を講じる場合があります。施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ・身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・精神的暴力（個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ・セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

15、第三者による評価の実施状況

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② ない		

16、運営推進委員会の開催

- (1) 「地域密着型サービス事業所」として、そのサービス内容を地域に明らかにする事によって適正なサービスが行われるかを公表する。
- (2) 運営推進会議に出席する者から客観的な意見や改善提案が出される事により、事業所のサービス向上につなげていく。
- (3) 運営推進委員のメンバーとして、福島市又は地域包括支援センターの職員、地域代表者、ご利用者及びそのご家族とする。
- (4) 会議の開催については、概ね6ヶ月に1回とする

